

石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）

1 目的

このガイドラインは、石狩市における風力発電設備の設置及び運用に関し、事業者等が遵守すべき事項及び基準を定めることにより、地域の安全の確保及び生活環境の保全を行うことを目的とする。

2 対象設備

このガイドラインの対象となる風力発電設備は、石狩市において新設、増設又は改修をする風力発電設備で、出力規模（同一事業において複数の風力発電設備を稼動する場合にあっては、当該事業における総出力規模）が 1,000 キロワット未満のものをいう。

3 用語の定義

- (1) 風力発電設備 風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 発電事業 風力発電設備を設置し又は運用し、得られた電力を供給（自ら消費する場合を含む。）する事業をいう。
- (3) 事業者等 発電事業を行う者（風力発電設備の設置又は維持のみを行う者を含む。）及び発電事業を行おうとする者（風力発電設備の設置又は維持のみを行おうとする者を含む。）をいう。
- (4) 土地所有者等 発電事業が行われ又は行われようとする土地を所有し、又は管理する者（事業者等を除く。）をいう。
- (5) 住宅等 住宅及び事業所（事業者等が自ら所有するこれらのものを除く。）並びに学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の住民が利用する施設をいう。
- (6) 住民等 住宅等の居住者又は管理者をいう。

4 設置及び運用の基準

事業者等は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 住宅等からの距離

風力発電設備を設置するときは、住宅等の建物からの水平距離について、当該風力発電設備の最大高の 3 倍に相当する距離（その距離が 100 メートルに満たない場合は 100 メートル）以上離れた場所に設置すること。ただし、土地所有者等及びこの区域の住民等の同意が得られたときはこの限りではない。

(2) 騒音

風力発電設備から最も近い住宅等において、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下）とすること。ただし、周辺地域において先行する風力発電事業がある場合には、その影響を含めて基準値以下とすること。

(3) 低周波音

環境省「低周波音問題対応の手引書」に基づき調査し、対応を行うこと。

(4) 日影

風力発電設備の設置を行うときは、風車の羽の回転に伴って地上に明暗が生じる現象への対策を含めた日影対策に配慮すること。また、風力発電設備の運用開始後において住民等にその日影による障害が生じたときは、当該障害を除去するために適切な措置を講じること。

(5) 電波障害

風力発電設備の設置及び運用によってテレビジョン放送の電波その他の電波に障害が発生しないように配慮し、必要な措置を講じること。

(6) 動植物に与える影響

風力発電設備の設置及び運用によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう配慮し、必要な措置を講じること。

(7) 景観

ア 風力発電の設置に当たっては、地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置・規模となるよう計画すること。

イ 風力発電設備の形態及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるよう配慮すること。

ウ 風力発電設備により景観に与える影響が甚大なことにより良好な景観又は風致を著しく阻害することのないように配慮し、必要な措置を講じなければならない。

エ 風力発電設備及びその周辺に広告物を表示する場合は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼさない広告物で、管理上必要とされる最小限のもののみを表示するものとする。

(8) 光害

風力発電設備及びその周辺に照明器具等を設置するときは、近隣住民等の障害又は生態系への重大な影響を生じさせないように配慮すること。

(9) 文化財

風力発電設備の配置に当たっては、設置の影響から文化財を保護するよう努めること。

5 事業の説明

事業者等は、風力発電設備の設置区域及び規模の概要を計画した段階で、石狩市、設置区域に存する町内会・自治会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体等に対する事業の説明を行うものとする。

また、町内会・自治会及び住民等に対する説明に当たっては、発電事業に対する不安及び疑問を可能な限り解消するように努めるものとする。

6 設置等に関する届出

事業者等は、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行うとき又は発電事業の事業計画を立案したときは、関係書類を添えて風力発電設備等の設置に関する届出書

(様式第 1 号) を石狩市へ提出すること。

7 設置後の維持管理等

- (1) 事業者等は、風力発電設備の設置が完了したときは、風力発電設備の設置完了報告書(様式第 2 号)を石狩市へ提出すること。
- (2) 事業者等は、風力発電設備について、正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに石狩市に報告すること。
- (3) 事業者等は、設置後に騒音等の障害が発生した場合は、原因を調査し、必要な措置を講じるとともに、その内容を石狩市に報告すること。
- (4) 事業者等は、設置した風力発電設備の維持管理体制を変更した場合は、速やかに石狩市へ報告すること。また、風力発電設備を譲渡する場合も同様とする。
- (5) 事業者等は、風力発電設備での発電の事業が終了したとき(事業継承等により、第三者により発電事業を継続する場合を除く。)は、責任をもって風力発電設備を撤去すること。また、発電事業の終了から撤去までの期間においては、倒壊等により周辺に危険が及ぶことのないよう必要な措置を講じること。

8 その他

- (1) 事業者等は、風力発電設備の設置等にあたり、住民等から事業者等へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を石狩市に報告すること。
- (2) このガイドラインの目的を達成するため、石狩市は、発電事業の概要等について設置区域に存する町内会・自治会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体に対し、聴取し、及び情報提供することができる。
- (3) このガイドラインを遵守しない事業者による事業計画であって、注意喚起の観点から市民への情報提供が特に必要なものについては、石狩市は、当該事業者の名称、所在地、事業の概要等必要な事項を公表することができる。

附 則

- 1 このガイドラインは平成 30 年 月 日から施行し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。)第 9 条第 1 項の規定により認定申請を行う場合にあつてはこのガイドラインの施行日以降当該認定申請を行う事業計画に、その他の場合にあつては施行日以降立案する事業計画にそれぞれ適用する。
- 2 このガイドラインの施行の前日に FIT 法第 9 条第 1 項の規定による認定申請を行った事業計画については、このガイドラインの規定のうち 4-(1)、4-(7)ア及び 4-(9)を除く規定(当該事業計画のうち風力発電設備の設置を完了している事業計画にあつては、4-(1)、4-(7)ア、4-(9)及び 5 を除く規定)について適用する。その他の事業計画のうち、施行の日より前に立案したものについても同様とする。

様式第1号（第6項関係）

風力発電設備等の設置に関する届出書

年 月 日

石狩市長 様

住所（法人の場合は所在地）

届出者

氏名（法人の場合は名称及び代表者名）

風力発電設備等の設置を計画したので、石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第6項に基づき、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業主体	
事業実施場所	
事業規模	kW × 基
工事期間 (予定)	(着工) 年 月 日 (竣工) 年 月 日
発電事業期間 (予定)	(開始) 年 月 日 (終了) 年 月 日
担当者	所属・職： 氏 名： 電話番号： E-Mail：
関係書類	(1) 事業予定地の位置図（住宅等との距離が確認できること） (2) 国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（予定） 又は（写） (3) 国への再生可能エネルギー決定に係る関係法令報告書（予定） 又は（写） ※ ただし、(2)及び(3)については、該当しない場合は不要。

様式第2号（第7項関係）

風力発電設備の設置完了報告書

年 月 日

石狩市長 様

住所（法人の場合は所在地）

届出者

氏名（法人の場合は名称及び代表者名）

風力発電設備の設置が完了したので、石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第7項に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

設備名称	
設備所在地	
事業規模	kW × 基
発電事業者	氏名： 住所： 連絡先：
保守点検責任者	氏名： 住所： 連絡先：
運転開始年月日	年 月 日

石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン（案）逐条解説入

1 目的

このガイドラインは、石狩市における風力発電設備の設置及び運用に関し、事業者等が遵守すべき事項及び基準を定めることにより、地域の安全の確保及び生活環境の保全を行うことを目的とする。

【解説】

風力発電は、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献する一方で、その設備が建設されることにより、住民の事故等に対する不安など様々な問題を引き起こす可能性があることから、このガイドラインを制定し、設備の設置及び運用を適切な状況に誘導することで、環境の保全、景観との調和、地域の安全を確保することを目的としています。

2 対象設備

このガイドラインの対象となる風力発電設備は、石狩市において新設、増設又は改修をする風力発電設備で、出力規模（同一事業において複数の風力発電設備を稼働する場合にあっては、当該事業における総出力規模）が1,000キロワット未満のものをいう。

【解説】

本ガイドラインでは、法律に基づく環境影響評価や一般社団法人日本風力発電協会「JWPA 環境アセスガイド」の対象とならない、出力規模が1,000キロワット未満の設備を対象としています。

3 用語の定義

- (1) 風力発電設備 風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 発電事業 風力発電設備を設置し又は運用し、得られた電力を供給（自ら消費する場合を含む。）する事業をいう。
- (3) 事業者等 発電事業を行う者（風力発電設備の設置又は維持のみを行う者を含む。）及び発電事業を行おうとする者（風力発電設備の設置又は維持のみを行おうとする者を含む。）をいう。
- (4) 土地所有者等 発電事業が行われ又は行われようとする土地を所有し、又は管理する者（事業者等を除く。）をいう。
- (5) 住宅等 住宅及び事業所（事業者等が自ら所有するこれらのものを除く。）並びに学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の住民が利用する施設をいう。
- (6) 住民等 住宅等の居住者又は管理者をいう。

【解説】

このガイドラインで使われている用語について定義づけしたものです。

- (1) 「風力発電設備」とは、風力が持つ運動エネルギーを電気エネルギーに変換するための装置の総体を言います。
- (2) このガイドラインの対象となる発電事業とは、主に再生可能エネルギーの固定価格買取制度により発電した電力を売買する事業を対象としていますが、設備設置後に譲

渡が行われている事例もあることから、設置者だけではなく、設備を運用し得られた電力を供給又は自ら消費する者も対象としています。

- (3) 「事業者等」とは、風力発電設備を設置、運用する者以外に管理者も含むとともに、発電事業を行う者だけではなく、行おうとする者も含みます。
- (4) 「土地所有者等」とは、所有者以外に管理者も含みます。
- (5) 「住宅等」とは、住宅、事業所以外に、学校及び幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の住民が利用する施設を含みます。
- (6) 「住民等」とは、居住する者以外に、住宅等の管理者を含みます。

4 設置及び運用の基準

事業者等は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 住宅等からの距離

風力発電設備を設置するときは、住宅等の建物からの水平距離について、当該風力発電設備の最大高の3倍に相当する距離（その距離が100メートルに満たない場合は100メートル）以上離れた場所に設置すること。ただし、土地所有者等及びこの区域の住民等の同意が得られたときはこの限りではない。

(2) 騒音

風力発電設備から最も近い住宅等において、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下）とすること。ただし、周辺地域において先行する風力発電事業がある場合には、その影響を含めて基準値以下とすること。

(3) 低周波音

環境省「低周波音問題対応の手引書」に基づき調査し、対応を行うこと。

(4) 日影

風力発電設備の設置を行うときは、風車の羽の回転に伴って地上に明暗が生じる現象への対策を含めた日影対策に配慮すること。また、風力発電設備の運用開始後において住民等にその日影による障害が生じたときは、当該障害を除去するために適切な措置を講じること。

(5) 電波障害

風力発電設備の設置及び運用によってテレビジョン放送の電波その他の電波に障害が発生しないように配慮し、必要な措置を講じること。

(6) 動植物に与える影響

風力発電設備の設置及び運用によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう配慮し、必要な措置を講じること。

(7) 景観

ア 風力発電の設置に当たっては、地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置・規模となるよう計画すること。

イ 風力発電設備の形態及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるよう配慮す

ること。

ウ 風力発電設備により景観に与える影響が甚大なことにより良好な景観又は風致を著しく阻害することのないように配慮し、必要な措置を講じなければならない。

エ 風力発電設備及びその周辺に広告物を表示する場合は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼさない広告物で、管理上必要とされる最小限のもののみを表示するものとする。

(8) 光害

風力発電設備及びその周辺に照明器具等を設置するときは、近隣住民等の障害又は生態系への重大な影響を生じさせないように配慮すること。

(9) 文化財

風力発電設備の配置に当たっては、設置の影響から文化財を保護するよう努めること。

【解説】

(1) 「住宅等からの距離」については、住宅等から、風力発電設備の最大高の3倍以上、その距離が100メートルに満たない場合は100メートル以上の距離を離すこととしています。これは、風力発電設備等を設置する際や運用時の安全を確保するために設定しています。

(2) 「騒音」については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく騒音に関する環境基準の「専ら住居の用に供される地域」の基準に準拠して定めています。なお、「昼間」とは、午前6時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から翌日の午前6時までをいいます。

(3) 「低周波音」については、環境省が、低周波音に関する苦情への的確な対応を図るため平成16年6月に公表した「低周波音問題対応の手引書」に基づき調査対応することを事業者に求めています。

なお、手引書に示される「参照値」は、低周波音について苦情の申し立てが発生した際の判断の目安として示されたもので、対策目標値や環境アセスメントの環境保全目標値などとして策定したものではないことから（環境省水・大気環境局大気生活環境室平成20年4月17日付け事務連絡、平成26年12月26日付け事務連絡、平成29年12月27日付け事務連絡）、本ガイドラインにおいても基準値とはしていません。

(4) 「日影」については、風力発電設備そのものの影はもとより、風車の運転に伴い、羽根（ブレード）の影が回転して地上に明暗が生じる現象、いわゆる「シャドーフリッカー」への配慮を求めているほか、運用後において住民等に日影による障害が生じたときには、その障害の除去のための適切な対応をとることを求めています。

(5) 「電波障害」、「動植物に与える影響」、「景観」、「光害」、「文化財」については、事業者等が風力発電設備の設置及び運用を行うにあたって、各項目に関して配慮することを求めています。

5 事業の説明

事業者等は、風力発電設備の設置区域及び規模の概要を計画した段階で、石狩市、設置区域に存する町内会・自治会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体等に対する事業の説明を行うものとする。

また、町内会・自治会及び住民等に対する説明に当たっては、発電事業に対する不安及び疑問を可能な限り解消するように努めるものとする。

【解説】

事業者等は、風力発電設備の設置区域及び規模の概要を計画した段階で、石狩市、設置区域に存する町内会・自治会や近隣住民、土地所有者等、関係公的機関、関係団体等に対する事業説明を行わなければならないとしており、このことによって設置及び運用に関するトラブルを未然に防ぐことを目的としています。

「地域との関係構築」については、事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁 2017 年 3 月策定、2018 年 4 月改定）にも規定されるように、事業の実施にあたり、事業者等と住民等との信頼関係の構築は不可欠と考えます。事業者が関係法令等を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域とのコミュニケーション不足等は、地域住民の不安を招くものであり、事業者にとっては、反対運動等を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる場合もあります。

これらを未然に防ぐため、事業者からの一方的な説明だけでなく、地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することを求めています。

6 設置等に関する届出

事業者等は、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行うとき又は発電事業の事業計画を立案したときは、関係書類を添えて風力発電設備等の設置に関する届出書（様式第 1 号）を石狩市へ提出すること。

【解説】

事業者等は、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行うとき又は自家消費等のために事業計画を立案したときは、事業予定地の位置図（住宅等との距離が確認できるもの）や国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（予定）又は申請書の写しなどを添えて、市へ、事業実施場所、事業規模、工事期間などについて届出ることとしています。

7 設置後の維持管理等

(1) 事業者等は、風力発電設備の設置が完了したときは、風力発電設備の設置完了報告書（様式第 2 号）を石狩市へ提出すること。

(2) 事業者等は、風力発電設備について、正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに石狩市に報告すること。

(3) 事業者等は、設置後に騒音等の障害が発生した場合は、原因を調査し、必要な措置

を講じるとともに、その内容を石狩市に報告すること。

- (4) 事業者等は、設置した風力発電設備の維持管理体制を変更した場合は、速やかに石狩市へ報告すること。また、風力発電設備を譲渡する場合も同様とする。
- (5) 事業者等は、風力発電設備での発電の事業が終了したとき（事業継承等により、第三者により発電事業を継続する場合を除く。）は、責任をもって風力発電設備を撤去すること。また、発電事業の終了から撤去までの期間においては、倒壊等により周辺に危険が及ぶことのないよう必要な措置を講じること。

【解説】

- (1) (4)については、風力発電設備の維持管理責任が不明であると、緊急時やその他の障害等が発生した場合に速やかな対応ができない恐れがあるため、管理体制の変更時や設備を譲渡する場合に、市へ速やかに報告することを求めたものです。
- (2) (5)については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）に基づく調達価格の算定に当たっては、撤去及び処分費用が考慮されていることから、発電事業が終了したときは、事業者が責任をもって撤去することを求めています。また、事業を終了した風力発電設備が放置された場合、電気設備や構造物の老朽化等により、電気設備の事故による火事や構築物の倒壊等、公衆安全上の問題が生じる恐れがあることから、そのようなことのないよう適切に維持管理することを求めています。

8 その他

- (1) 事業者等は、風力発電設備の設置等にあたり、住民等から事業者等へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を石狩市に報告すること。
- (2) このガイドラインの目的を達成するため、石狩市は、発電事業の概要等について設置区域に存する町内会・自治会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体に対し、聴取し、及び情報提供することができる。
- (3) このガイドラインを遵守しない事業者による事業計画であって、注意喚起の観点から市民への情報提供が特に必要なものについては、石狩市は、当該事業者の名称、所在地、事業の概要等必要な事項を公表することができる。

【解説】

(2)について、このガイドラインの目的である、地域の安全の確保並びに生活環境の保全を達成するため、石狩市は、発電事業の事業者名、実施場所や規模のほか、「4 設置及び運用の基準」の適合状況について、設置区域に存する町内会・自治会及び住民等などに対し、聴取並びに情報提供することができることとしています。

附 則

- 1 このガイドラインは平成 30 年 月 日から施行し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第 9 条第 1 項の規定により認定申請を行う場合にあつてはこのガイドライ

ンの施行日以降当該認定申請を行う事業計画に、その他の場合にあつては施行日以降立案する事業計画にそれぞれ適用する。

- 2 このガイドラインの施行の日前に FIT 法第 9 条第 1 項の規定による認定申請を行った事業計画については、このガイドラインの規定のうち 4-(1)、4-(7)-ア及び 4-(9)を除く規定（当該事業計画のうち風力発電設備の設置を完了している事業計画にあつては、4-(1)、4-(7)-ア、4-(9)及び 5 を除く規定）について適用する。その他の事業計画のうち、施行の日より前に立案したものについても同様とする。

【解説】

- (1) このガイドラインは、施行の日以降に FIT 法第 9 条第 1 項に規定する認定申請を行う事業計画、自家消費等その他の場合にあつては施行日以降立案する事業計画に適用します。
- (2) このガイドラインの施行の日より前に、FIT 法第 9 条第 1 項に規定する認定申請を行った事業計画、自家消費等その他の場合にあつては施行の日より前に立案した事業計画についても、一部の規定を除き、運用に関する基準を適用し、設備の運用を適切な状況に誘導することで、環境の保全、景観との調和、地域の安全を確保するという、このガイドラインの目的の達成を図っています。

様式第1号（第6項関係）

風力発電設備等の設置に関する届出書

年 月 日

石狩市長 様

住所（法人の場合は所在地）

届出者

氏名（法人の場合は名称及び代表者名）

風力発電設備等の設置を計画したので、石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第6項に基づき、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業主体	
事業実施場所	
事業規模	kW × 基
工事期間 (予定)	(着工) 年 月 日 (竣工) 年 月 日
発電事業期間 (予定)	(開始) 年 月 日 (終了) 年 月 日
担当者	所属・職： 氏 名： 電話番号： E-Mail：
関係書類	(1) 事業予定地の位置図（住宅等との距離が確認できること） (2) 国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（予定） 又は（写） (3) 国への再生可能エネルギー決定に係る関係法令報告書（予定） 又は（写） ※ ただし、(2)及び(3)については、該当しない場合は不要。

様式第2号（第7項関係）

風力発電設備の設置完了報告書

年 月 日

石狩市長 様

住所（法人の場合は所在地）

届出者

氏名（法人の場合は名称及び代表者名）

風力発電設備の設置が完了したので、石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第7項に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

設備名称	
設備所在地	
事業規模	kW × 基
発電事業者	氏名： 住所： 連絡先：
保守点検責任者	氏名： 住所： 連絡先：
運転開始年月日	年 月 日